

○長野市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

平成14年5月30日長野市規則第15号

長野市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出書の提出)

第2条 法第10条第1項及び第2項の規定により市長に届け出る書類は、正副2部とし、その提出先は建設部建築指導課又は篠ノ井支所とする。

(通知書の様式)

第3条 法第11条の規定により市長に提出する書類は、通知書(様式第1号)によるものとする。

(身分証明書)

第4条 法第43条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第2号)とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表)

↑ 5.5 センチ メートル ↓	身 分 証 明 書		
	所属名		
	職 名		
	氏 名		
		年 月 日 生	
	上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項に規定する立入検査職員であることを証明する。		
	年 月 日		
		長野市長	印
	8.5センチメートル		

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抜すい）

（立入検査）

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

（6） 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（抜すい）

（市町村の長による事務の処理）

第8条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築主事を置く市町村（保健所を設置する市）又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村（保健所を設置する市）又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村（保健所を設置する市）又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村（保健所を設置する市）又は当該特別区の長に適用があるものとする。

法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なもの（特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なもの）に限る。）

長野市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則